

保小中の保護者のみなさま  
町民のみなさま

## 新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の 小中学校等の対応について（通知）

### 【感染者等への対応について】

小中学校で児童生徒や教職員の感染者が確認された場合、校長は、感染した児童生徒を出席停止とし（欠席扱いにはなりません）、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や職務専念義務の免除等により出勤しないようにします。

児童生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも同様の対応をとります。

### 【学級閉鎖について】

同一学級の欠席者の割合が概ね20%となった場合は感染者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖とします。

ただし、少人数の学級については、同一の学級において、概ね20%の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連のない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行う必要はありません。

### 【臨時休業について】

小中学校において、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、翌日よりその学校の全部を臨時休業とします。臨時休業の期間については、概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）とし、大町保健所に相談のうえ学校と協議し決定します。

### 【感染者回復後の再登校の目安について】

感染者は大町保健所の指示に従い自宅や医療機関等にて発症日から最短でも症状のある場合は7日間、無症状の場合5日間（療養後、再度検査をして陰性であることを確認して）療養します。再登校の可否については大町保健所に相談のうえ個別に決定します。

療養期間中は外出を控えるなどくれぐれも慎重に行動していただき、感染拡大防止に最大限のご配慮をお願いします。

### 【臨時休業中の学習等の支援について】

小中学校では、オンライン授業や家庭学習等の支援について検討し準備を進めておりますので、詳しくは各校にお尋ねください。

### 【保育園での感染者等の対応について】

小中学校よりも生活空間が狭く園児や職員の接触が多い保育園で感染者または濃厚接触者が確認された場合は、大町保健所に相談のうえ、その時々状況を慎重に確認しながら学級閉鎖や休園等の対応について決定します。

### 【児童クラブや放課後子ども教室等の対応について】

小学校で感染者または濃厚接触者が確認された場合、児童クラブや放課後子ども教室は小学校からの感染拡大のリスクを慎重に検討した上で、開所閉所等の対応について速やかに決定します。

### 【PCR 検査について】

感染者が確認された場合、大町保健所が状況を確認し検査対象者を決定します。対象者は大町保健所の指示に従い PCR 検査を受けます。検査対象者とならなかった場合でも、ご自身やご家族に症状がある場合は、かかりつけ医に連絡をした上で受診するか、大町保健所へご相談下さい。

### 【兄弟姉妹の登校について】

お子さんが濃厚接触者とならなかった場合でも、学級閉鎖の期間中や臨時休業中は、感染拡大防止のため、保育園の兄弟姉妹の登園を控えていただき、小学校と中学校の兄弟姉妹の登校については、子どもたちの生活する距離間が保育園とは異なることと、ワクチン接種が行われていることを考慮して、兄弟姉妹が PCR 検査対象でなければ、保護者の判断により登校をさせて下さい。

以上

新型コロナウイルスへの感染は早期発見が何よりも大切です。

ご自分やご家族を守るために、発熱や風邪等の症状がある場合は、速やかに大町保健所(0261-23-6560) またはかかりつけの医療機関にご相談ください。

この通知についてご不明な点は、教育委員会(0261-61-1430)までお問合せください。